

# 警察の組織と 公安委員会制度

## 第1章 CHAPTER 1



### 第1節

## 警察の組織

### 第2節

## 公安委員会の活動

# 第1節

# 警察の組織

## 1 警察の組織

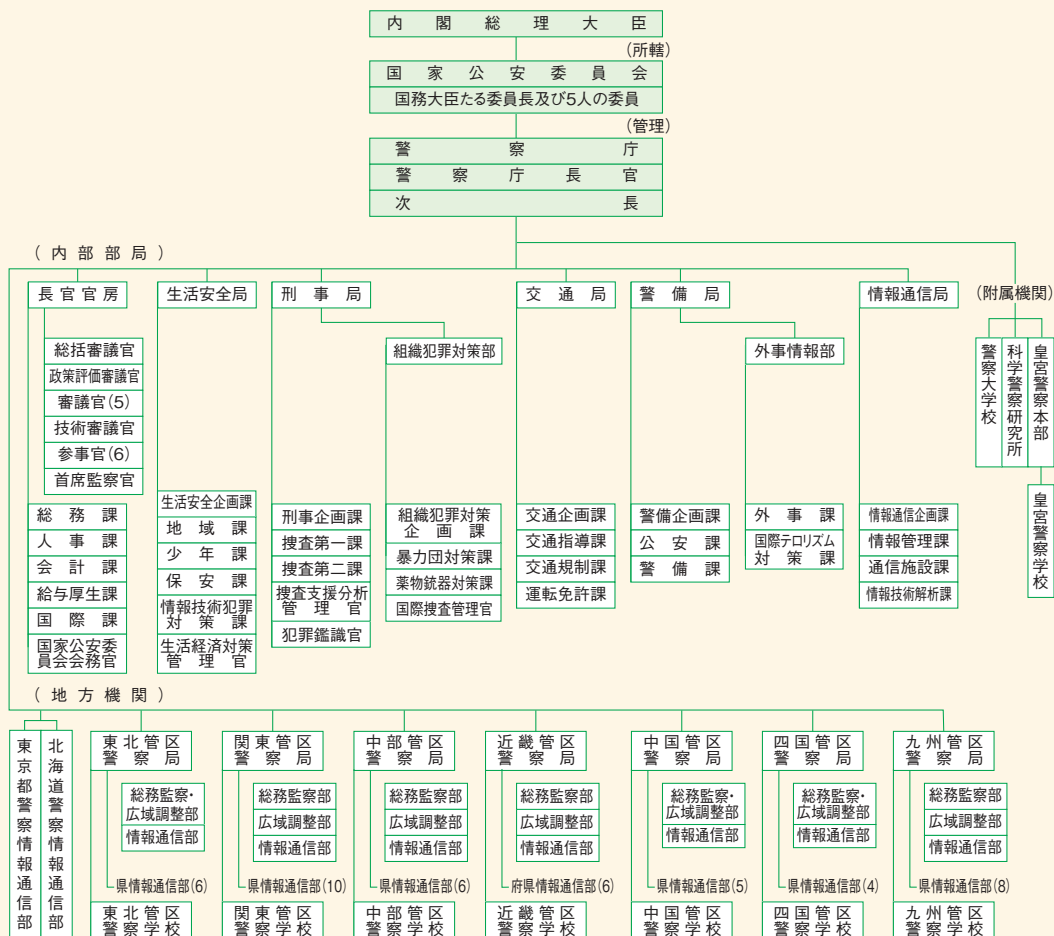
### (1) 公安委員会制度

公安委員会制度は、警察行政の民主的運営、政治的中立性の確保の点で大きな役割を果たしており、国に国家公安委員会を置いて警察庁を管理し、都道府県に都道府県公安委員会を置いて都道府県警察を管理している。また、国家公安委員会委員長には国務大臣が充てられ、警察の政治的中立性の確保と治安に対する内閣の行政責任の明確化という2つの要請の調和を図っている。

### (2) 国の警察組織

執行事務を一元的に担う都道府県警察に対し、国の機関である警察庁は、警察制度の企画立案のほか、国の公安に係る事案についての警察運営、警察活動の基盤である教育訓練、通信、鑑識等に関する事務、警察行政に関する調整等を行う役割を担っている。警察庁長官は、国家公安委員会の管理の下、これらの警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督している。

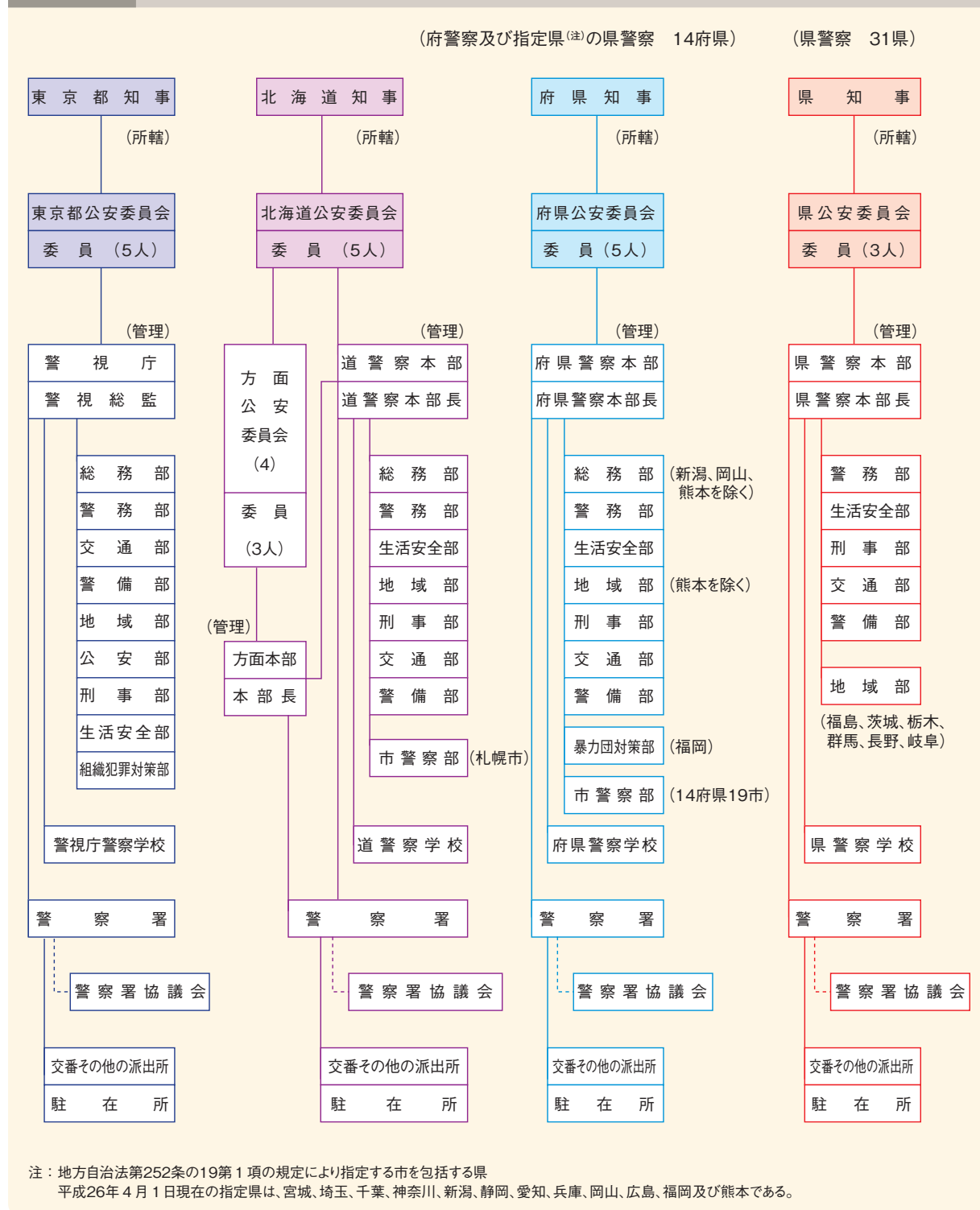
図表1-1 国の警察組織（平成26年度）



### (3) 都道府県の警察組織

平成26年4月1日現在、47の都道府県警察に、警察本部や警察学校等のほか、1,169の警察署が置かれている。

図表1-2 都道府県の警察組織



# 第2節

## 公安委員会の活動

### 1 公安委員会の活動

#### (1) 国家公安委員会

##### ① 組織

国家公安委員会は、国務大臣たる委員長及び5人の委員によって組織されている。委員は内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する。

図表1-3 国家公安委員会の構成（平成26年6月1日現在）

委員長	古屋圭司	国務大臣、衆議院議員
委員	山本剛嗣	弁護士
委員	前田晃伸	金融機関名誉顧問
委員	長谷川真理子	大学教授
委員	奥野知秀	元通信社役員
委員	高木剛	労働関係団体役員

##### ② 活動

国家公安委員会では、国家公安委員会規則の制定、地方警務官<sup>(注)</sup>の任命や懲戒処分、指定暴力団の指定に際しての実質目的要件に該当する旨の確認等、警察法やその他の法律に基づきその権限に属させられた事務を行うほか、警察職員による各種の不祥事案の防止対策に関し警察庁を指導することなどにより、警察運営に関する大綱方針を示し、警察庁を管理している。

平成25年中には、死体取扱規則等、16の国家公安委員会規則を制定した。

国家公安委員会は、通常、毎週木曜日に定例会議を開催しているが、定例会議以外にも、例えば、25年9月1日には、平成25年度警察庁総合防災訓練の実施に伴い臨時会議を開催している。このほか、委員相互の意見交換や警察庁からの報告の聴取を行うほか、都道府県公安委員会委員との意見交換や警察活動の現場の視察を行うことなどにより、治安情勢と警察運営の把握に努めている。また、このような活動の状況について、ウェブサイトで紹介している。



国家公安委員会の定例会議

注：都道府県警察の警視正以上の階級にある警察官

## 事例 1

Case

25年11月、国家公安委員会委員長は、インターネット・ホットラインセンター(注)を視察し、違法情報・有害情報に関する通報の受理、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼の状況について説明を受けるとともに、意見交換を行った。



インターネット・ホットラインセンターを視察する国家公安委員会委員長

## 事例 2

Case

国家公安委員会においては、警察署の業務の見直し等について、25年2月の定例会議において審議を行うとともに、同年5月の全国公安委員会連絡会議において都道府県公安委員会委員との間で意見交換を行った。警察庁では、これらを踏まえつつ、警察署の業務を中心とした業務の大胆な合理化・効率化、無理のないチェックシステムの構築、通達の整理合理化等により、「国民の期待と信頼に応える強い警察」の確立に向けた各種の取組を強化することとした。

## 事例 3

Case

26年2月、国家公安委員会委員は、沖縄県を訪れ、米軍普天間基地の警戒状況を視察したほか、尖閣諸島警戒に派遣される部隊を督励した。



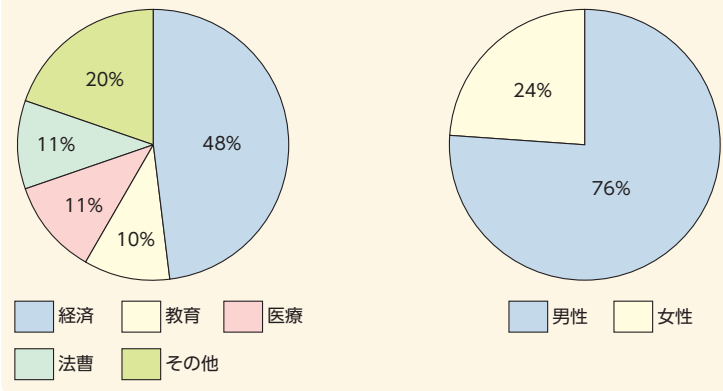
巡視船上で、尖閣派遣部隊を督励する公安委員会委員(中央)

## (2) 都道府県公安委員会

### ① 組織

都道府県公安委員会及び方面公安委員会は、都、道、府及び指定県では5人、それ以外の県及び北海道の各方面では3人の非常勤の委員によって組織されており、委員は都道府県知事が都道府県議会の同意を得て任命する。ただし、道、府及び指定県の場合は、委員のうち2人の任命は当該道、府及び県が包括する指定市の市長がその市議会の同意を得て推薦した者について行う。

図表 1-4 都道府県公安委員会委員の構成 (平成25年12月31日現在)



注：112頁参照

## ② 活動

都道府県公安委員会は、運転免許、交通規制、犯罪被害者等給付金の裁定、古物営業等の各種営業の監督等、国民生活に関わりのある数多くの行政事務を処理するとともに、管内における事件、事故及び災害の発生状況等を踏まえた警察の取組、組織や人事管理の状況等について、定例会議の場等で、警察本部長等から報告を受け、これを指導することにより、都道府県警察を管理している。

都道府県公安委員会は、おおむね月3回ないし4回の定例会議を開催するほか、警察署協議会への参加、教育委員会等の関係機関との協議、警察活動の現場の視察等により、治安情勢と警察運営の把握に努めている。また、このような活動の状況について、ウェブサイトで紹介している。



長野県公安委員会のウェブサイト

### 事例 1

Case

平成 25 年 8 月、鹿児島県公安委員会委員は、北朝鮮によるアベック拉致容疑事案（鹿児島）の発生現場周辺における広報活動に参加し、拉致被害者の家族等と共に、通行車両の運転手等に対して広報チラシやステッカーを配布し、事件に関する情報提供を呼び掛けた。

拉致容疑事案に関する情報提供を呼び掛ける鹿児島県公安委員会委員（左側）



### 事例 2

Case

25 年 11 月、滋賀県公安委員会委員は、少年サポートセンターを訪れ、少年に対して心理療法を行うプレイルーム等を視察するとともに、少年の継続補導や継続支援をサポートする大学生ボランティア等と懇談した。

少年サポートセンターを視察する滋賀県公安委員会委員（右側）

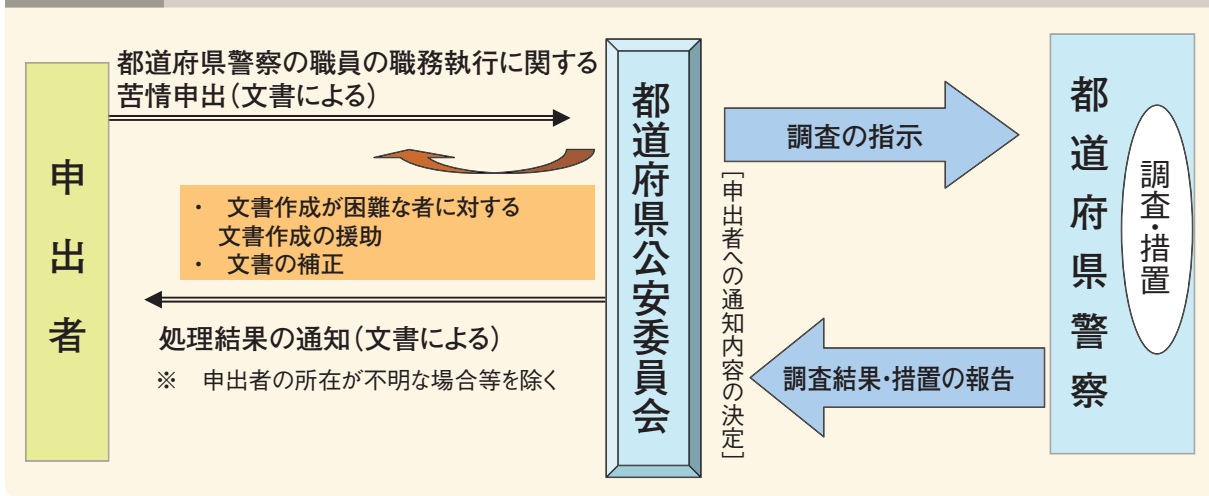


## (3) 苦情処理及び監察の指示

警察法には苦情申出制度が設けられており、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し文書により苦情の申出をすることができ、都道府県公安委員会は、原則として処理の結果を文書により申出者に通知している。平成 25 年中は、全国の都道府県公安委員会において 1,034 件の苦情を受理した。

なお、警察本部長や警察署長に対して申出があったものなど、都道府県警察の職員の職務執行についての苦情でこの制度によらない申出についても、処理の結果を申出者に通知するなどの対応を行っている。

図表1-5 苦情申出制度の概要



また、警察法の規定により、国家公安委員会は警察庁に対して、都道府県公安委員会は都道府県警察に対して、監察について必要があると認めるときは、具体的又は個別的な監察の指示をすることができる。

#### (4) 公安委員会相互間の連絡

国家公安委員会と各都道府県公安委員会は、相互に独立した機関であるが、その職務の性質から、常に緊密な連絡を保つため、各種の連絡会議を開催している。平成25年中は、国家公安委員会と全国の都道府県公安委員会との連絡会議を2回開催し、都道府県公安委員会による警察の管理の現状等についての意見交換を行った。

また、25年中は、各管区及び北海道において、管内の府県公安委員会相互、道公安委員会と方面公安委員会相互の連絡会議が合計12回開催され、国家公安委員会委員も出席し、各道府県の治安情勢やそれぞれの取組についての報告や意見交換が行われた。

このほか、都道府県公安委員会相互間の意見交換や、都、道、府及び指定県の公安委員会相互の連絡会議等が開催された。



全国公安委員会連絡会議

#### 事例 Case

25年10月、福岡県公安委員会委員が静岡県を訪れ、同県地震防災センター及び同県警察における災害対策業務を視察した。また、その機会に、福岡、静岡両県公安委員会委員の間で、大規模地震等非常時における対応等について意見交換が行われた。



福岡、静岡両県公安委員会委員の意見交換

# 公安委員の声

## 警察官への応援メッセージ

岩手県公安委員会委員長

しずくし れいこ  
零石 禮子

委員就任 平成20年7月3日  
委員長就任 平成25年7月3日

公安委員となって警察を内側から見られるようになると、警察活動への理解も深まり、治安維持に日夜奮戦する警察官に親近感と敬意の念を持つようになる。特に、平成23年3月11日の東日本大震災の際に、本県警察だけでなく全国から駆けつけ被災地の救援活動に当たった警察官が使命に燃えて活動した姿は忘れることができない。被災3県の災害警備活動記録や警察官の手記は、警察官のあるべき姿を示す、原点回帰の教養資料であると感じている。

25年8月、岩手県に全国初の女性警察本部長が登用された。警察は女性にとって働きにくい職場だと感じていたが、ここ数年の間に職員の意識改革や組織改善、施設整備も進んできた。女性警察官が職場環境の問題を克服し、結婚後も育児や介護と仕事の両立を図って働き続けられるよう、また男性職員と共にそれぞれの能力に応じて力を合わせて活躍していけるよう条件整備に発言を大にしていきたい。

また、25年11月、岩手県警察学校では新校舎が落成し、教官と初任科生が考えた新校訓「立志開道」が制定された。大量退職時代に有能な警察官の育成は急務である。若き警察官には、ぜひ知力・体力・精神力をしっかりと身に付け、警察官の基礎の基礎を固めてほしいものである。そして、人間を相手にする仕事に就くということへの自覚を持ち、警察官の制服を身に付けたときの感激を忘れず、警察官だけに与えられた特権を正しく行使していただきたい。



## 「人のために尽くす」警察の仕事

鳥取県公安委員会委員長

わたなべ みつこ  
渡辺 光子

委員就任 平成20年10月15日  
委員長就任 平成25年7月22日

近年、日本の社会は、先行きの見えづらさ、何となく「不安」な状態にあり、そこから生ずる「閉塞感」が、無気力で悲観的な要素を増やし、新たな犯罪や不祥事に手を染めてしまう人々を生んでいるのではないかと感じています。こうした社会の中で、警察が果たす役割は拡大し、期待される業務も年々増大しているように思います。

こうした期待を受け、「人のために尽くす」警察官は、厳しい現場で仕事に励み、心を磨いて、精神修行ともいえる生き方を貫いて頑張っていると思います。自分は「誰のために」「何のために」生きているのかという原理原則を強い意志で貫き通していくことは容易なことではありませんが、その意志こそが正しさや強さの源泉だと思います。

警察に向けられる非違事案等に対する叱責は、警察官の仕事が、国民の信頼の上に成り立っていることを考えれば当然のことであり、非違事案は決して許されるものではありません。

しかし、懸命に汗をかいて頑張る人々を冷やかな目で見てしまう時代だからこそ、真っ直ぐな気持ちで「人のために」尽くす多くの警察官の仕事を理解し、認める社会風土がもっと育ってほしいと思います。

世代交代が進み、若手警察官の早期戦力化が期待される中、「人のために」尽くす警察官が仕事に対する喜びを見出し、充実した警察人生を送れるよう心から願いたいと思います。

